

第5期呉市障害福祉計画及び第1期呉市障害児福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨と位置付け

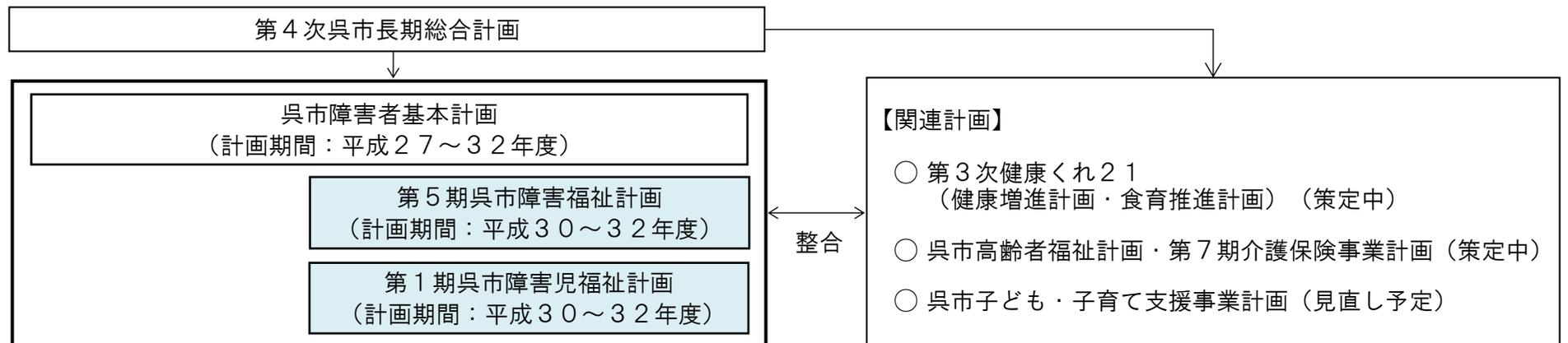
(1) 趣旨

現在の呉市障害福祉計画は平成29年度で計画期間が満了するため、平成30年度からの「第5期呉市障害福祉計画」を策定します。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項などを示した障害児福祉計画を定めることとされたため、新たに平成30年度からの「第1期呉市障害児福祉計画」を合わせて策定します。

- ◇ 呉市障害者基本計画 : 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画
(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項)
- ◇ 呉市障害福祉計画 : 障害福祉サービスの提供体制の確保等業務の円滑な実施に関する計画
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項)
- (新) 呉市障害児福祉計画 : 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画
(改正後の児童福祉法第33条の20第1項)

(2) 位置付け



2 障害児者福祉に係る近年の動向

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
(平成28年法律第65号)
(平成28年5月28日成立・同年6月3日公布)

趣旨

障害者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の主な改正点

- ア 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実とサービスの質の確保・向上に向けた環境整備
- 「就労定着支援」の新設
 - 「自立生活援助」の新設
 - 補装具費の支給範囲の拡大（「補装具の貸与」の追加）
- イ 高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進
- 低所得の障害福祉サービス利用者が介護保険へ移行した場合の利用者負担の軽減

(2) 児童福祉法の主な改正点

障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- 保育所等訪問支援の支援対象拡大
- 障害児福祉計画の作成の義務付け

3 障害福祉計画等に係る考え方等

(1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定に当たっての基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成18年厚生労働省告示第395号)

【基本的理念】

- 障害者等の自己決定を尊重し意思決定の支援に配慮しながら、障害者等が必要とする支援を受けつつその自立と社会参加の実現を図る。
 - 市町村を実施主体の基本とし、障害種別によらない一元的な支援を地域で受けることができるようサービスを実施するとともに、情報提供等により活用を促す。
 - 入所等から地域生活への移行、地域生活での継続した支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域生活支援拠点等の整備を進めることにより、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指す。
- (新) 地域のあらゆる住民が、地域、暮らし及び生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を推進する。
- (新) 質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図る。

(2) 主な重点検討事項

ア 地域生活支援拠点等の整備

- モデル事業の検討結果等を踏まえて整備

イ 障害児支援の提供体制の整備等

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を検討
- 重症心身障害児を支援できる児童発達支援等の充実
- 保育所等訪問支援の充実

ウ 施設から就労への移行等

- 就労移行支援等の提供体制の充実と利用促進
- 就労定着支援の提供体制の整備
- 障害者雇用の普及・啓発

エ 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活に必要な障害福祉サービス等の提供体制を充実
- 相談支援等を通じた地域生活への移行促進

4 スケジュール

